

県民経済計算 利用の手引き

「令和3年度宮城県民経済計算」の利用に当たっては、以下の点に御注意願います。

1 県民経済計算とは

県民経済計算は、県内あるいは県民の経済活動を生産・分配・支出の3つの側面からとらえ、経済規模、成長率、構造、所得水準など県経済の実態を明らかにするために作成する統計です。

2 県民経済計算の作成方法

この県民経済計算は、国民経済計算体系(2008SNA: System of National Accounts)に基づいて内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」(平成27年基準版)に準拠して作成しています。

県民経済計算は、様々な統計データを組み合わせて作成しており、「国勢調査」や「経済センサス」などの全数調査のほか、各種標本調査も利用していますが、標本調査は集団の一部を調査し全体を推計するため、調査結果には標本誤差が含まれます。また、統計調査には、社会・経済情勢の変化に対応するため調査方法の変更を行った場合があり、変更の結果、過去のデータと接続しなくなる(断層が生じる)ことがあります。

県民経済計算の作成に当たっては、県経済の実態により近づけるよう精度向上に努めておりますが、入手可能な資料の制約上、標本誤差やデータの断層の影響が生じる場合があることを御承知願います。

3 時系列での比較・分析

県民経済計算では、経済成長率の推移など、時系列での比較・分析も行うことから、最新の統計データの取り込み、国民経済計算の推計方法の変更への対応などにより、過去の年度の数値も併せて改定しています。そのため、過去の年度の数値を利用する場合も、今回公表した資料を御利用願います。

その他、過去の年度の数値の利用に当たっては、以下の点に御留意願います。

平成 23～ 令和3年度	この報告書及び統計課のホームページを御参照願います。 URL: https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/
平成 22 年度以前	統計課のホームページに昭和 30 年度以降の宮城県の主要な計数を掲載しています(昭和 30～49 年度は内閣府による推計値)。 なお、この報告書に掲載した数値とは推計方法や統計表の表章などが異なるため、単純な比較はできませんので御注意願います。 URL: https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/
平成 18～22 年度	生産・分配の2系列について、「平成 30 年度宮城県民経済計算年報」(平成 23 年基準。令和2年 12 月公表)における平成 18～22 年度の数値を基に、リンク係数を用いて算出した数値を「長期時系列データ」として掲載しています。 ・リンク係数 = (平成 27 年基準における平成 23 年度の計数) ÷ (平成 23 年基準における平成 23 年度の計数) 平成 23～令和3年度の数値とは異なり、簡易的に推計した数値ですので、大まかなトレンドを見るための参考資料として御利用願います。 URL: https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/
他の都道府県との比較を行う場合	内閣府のホームページに、昭和 30 年度以降の都道府県別データが掲載されていますので御参照願います。 URL: https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/kenmin/kenmin_top.html

4 主要な概念について

県民経済計算を利活用いただく上で特に重要な概念について、以下に紹介します。

その他、本文中に※印を付した用語については、用語解説も併せて掲載しておりますので御参照願います。

(1) 名目値と実質値

「名目値」とは、実際に市場で取引されている価格に基づく値です。一方、「実質値」とは、ある年(基準年)から物価の上昇・下落分を取り除いた値です。

通常、名目値は、国や他県との経済規模の比較や構成比の分析を行う際に、実質値は、インフレ・デフレによる物価変動の影響を取り除いた状態で異なる時点の比較を行う際に使用します。

なお、生産系列及び支出系列の実質値は平成27暦年を参照年(デフレーターが100となる年)とする連鎖方式で推計しています。

- ・ 連鎖方式 … 前年を基準年として毎年の積み重ねで接続していく方式で、基準年は毎年更新されます。

(2) 県内と県民

「県内」とは、経済活動の場所に着目した概念です。一方、「県民」とは経済活動の場所に関わらず、居住者に着目した概念で、個人以外にも企業や一般政府も含まれます。

なお、生産系列及び支出系列では県内概念、分配系列では県民概念で推計しています。

(3) その他

- ・ 一人当たり県民所得は、企業所得なども含めた県民経済全体の所得水準を表したものです。個人の給与や実収入の平均値ではありません。
- ・ この報告書における雇用者とは、個人業主と無給の家族従業者を除く全ての就業者をいい、法人企業の役員や特別職の公務員、議員等も含まれます。
- ・ 就業者及び雇用者には二重雇用分も含まれ、就業時間の短いパートタイム労働者等についてもフルタイム労働者と同様に1人と数えています。また、御利用に当たっては、上記の「県内」「県民」概念の違いにも御注意願います。

5 その他

- ・ 統計表の符号の用法は、以下のとおりです。
▲:負数 0.0:単位未満 - :該当数値なし
- ・ 統計表の数値は、四捨五入の関係で総数と内訳の計が一致しない場合があります。また、連鎖方式による実質値は、加法整合性がないため総数と内訳の計は一致しません。
- ・ 統計表の増加率は、次式により算出しています。
 $(X1 \div X0 - 1) \times (X0 \text{の符号}) \times 100$ X1:当該年度の計数 X0:前年度の計数
したがって、マイナスからプラスに転じた場合のほか、マイナス幅が縮小した場合の増加率の符号もプラスで表示されます。
- ・ 寄与度の単位「パーセントポイント」は、この報告書では「%」で表示しています。